

ニセコひらふ地区のごみの排出・収集について

ニセコひらふリゾート地区では、新たなごみの出し方・集め方を試行しています。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

対象地区

別紙地図のとおり

地番：ニセコひらふ76、83、132、133、155～170、181～204番地
字樺山37、38番地

試行するごみの出し方・集め方

○事業者の皆さん

以下のごみは「事業系ごみ」として、事業系一般廃棄物、産業廃棄物で定められた区分に従って分けた上で、事業者自ら運搬するか収集運搬許可業者に収集を依頼し、処理します。

- ①事業所（宿泊施設、店舗、事務所等）から出るごみ
- ②住居併用事業所から出るごみ
- ③事業所が設置・借上げした自社従業員宿舎（一居室を含む）から出るごみ

○個人住宅などにお住まい・滞在する皆さん

以下のごみは「家庭系ごみ」として事前に町に登録の上、B区域の収集曜日・区分に従って、町が戸別に収集します。回収容器は町が貸し出します。

- ①本人の居住戸建住宅（賃貸住宅を含む）から出るごみ
- ②本人が6カ月以上滞在する本人用の戸建別荘（宿泊施設を除く）から出るごみ

○アパートなど共同住宅を所有・賃貸する皆さん、お住まいの皆さん

以下のごみは「家庭系ごみ」として共同住宅所有者か管理者がごみステーション（ごみ集積場所を含む）設置を事前に届け出た後、B区域の収集曜日・区分に従い、町が収集します。ステーションの維持管理はステーションの設置者が行います。

- ①アパート（事業所が設置・借上げした自社従業員宿舎以外）から出るごみ
- ②ルームシェアハウス（一つの家・部屋に共同で居住する形態）から出るごみ

○上記の区分に該当しない方・どこの区分に該当するのか分からない方などは下記の問い合わせ先までご連絡ください。

こちらの皆さんは町へ事前連絡を

■問い合わせ■

倶知安町住民環境課清掃センター廃棄物業務係
住民環境課環境対策室

電話 0136-56-8008 e-mail kankyou@town.kutchan.lg.jp